

西東京市立中学校における  
給食について

答 申

平成 19 年 7 月

西東京市立学校給食運営審議会

< 目 次 >	頁
1 はじめに (中学校給食に関する環境について)	1
2 審議経過について	1
3 実施方法における諸課題	4
4 まとめ	5
< 資 料 >	
1 西東京市立中学校における給食について (諮問)	
< 審議経過 >	
1 平成 18 年 2 月 17 日	第 2 回 審議会 諮問、諮問内容の説明について
2 平成 18 年 5 月 25 日	第 3 回 審議会 学校給食運営審議会部会設置について
3 部会開催	
第 1 回	平成 18 年 7 月 7 日 (金) 東久留米市視察
第 2 回	平成 18 年 10 月 3 日 (火) 調布市視察
第 3 回	平成 19 年 1 月 16 日 (火) 小平市視察
第 4 回	平成 19 年 2 月 16 日 (金) 協議
第 5 回	平成 19 年 4 月 26 日 (木) 協議、報告書確認
4 平成 19 年 4 月 26 日	第 4 回 審議会 学校給食運営審議会部会報告について
5 平成 19 年 5 月 31 日	第 5 回 審議会 答申案について
6 平成 19 年 7 月 5 日	第 6 回 審議会 答申案について
7 平成 19 年 7 月 17 日	第 7 回 審議会 答申

## 1 はじめに

西東京市立学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）は、平成18年2月17日、西東京市教育委員会 竹尾格委員長から、『西東京市立中学校における給食については、弁当外注あっせん方式を全中学校で実施しているところであるが、保護者から完全給食を求める声が依然として多く、又、多摩地域において新たに中学校給食に取り組む市も出ているなど、今日的状況の中で中学校給食のあり方についてその是非を含め審議するよう。』との諮問を受けた。5回の審議及び、市民代表委員で構成する学校給食運営審議会部会（以下「部会」という。）を5回開催する中で、市の財政状況や他区市の実施状況などについて、各委員が共通認識の上で、慎重に審議を行ってきた。

中学校給食は、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、生徒の健康増進、体位の向上、食事について正しい理解と望ましい習慣、豊かな人間関係を築く等を目的としている。

現在、市内の中学校に通学する多くの生徒は家庭弁当を持参している。しかし、その家庭弁当の現状については、一部に本人好みの偏りのある献立や簡素な内容の弁当を持ってくるなど、成長期にある中学生のこの時期に、必要な栄養がバランスよく摂れていないのではないかなどと専門家の間でも問題が指摘されている。

西東京市における中学校給食は、合併時の新市建設計画の中で、市民や専門家と共に給食の適切なあり方について検討し、導入に向けて積極的に取り組むこととなっており、これまでに中学校における完全給食の実施に向け検討を繰り返し行ってきた。こうした議論の中で、現在諸々の条件を勘案した結果、ミルク給食・弁当外注あっせん方式により実施されているところである。しかし、弁当外注の喫食率も伸びない状況にあり、審議会としても中学校給食に対し再検討する時期にあると考える。

そこで、審議会では議論の中核となる項目について部会において集中審議を行い、一定の結論を見出しこれを踏まえ全体会として議論を行なった。

## 2 審議経過について

審議会としては、次に掲げる学校給食法に基づく完全給食の前提条件を踏まえ、法律及び他区市の状況を検証した。

### (1)学校給食法に基づく完全給食の前提条件

学校給食法施行規則に規定する学校給食の種類とは

「完全給食」：給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）ミルク及びおかずである給食

「補食給食」：完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食

「ミルク給食」：給食内容がミルクのみである給食

「完全給食」実施の前提条件

学校給食法第2条に列記する「学校給食の目標」を達成する給食であり、「学校給食実施基準」（以下「実施基準」という。）に明記される「児童又は生徒1人

1 回当たりの平均栄養所要量」を遵守した献立で実施することである。  
具体的には次の三点の要件を兼ね備えて実施するものである。  
設置者は栄養士を配置する。  
施設、設備、人件費等は設置者の負担として、食材費は保護者負担とする。  
食材費は就学援助の対象とする。

- (2) 学校給食の方式の種類は、大別して次の4通りがある。  
自校方式；各学校において給食調理施設を設置し、調理業務を行なう。  
センター方式；共同調理場を設置し、小・中学校分を一括調理し各学校へ配送する。  
親子方式；給食調理施設が整備された学校（主に小学校）で自校分（親）と中学校分（子）の調理を行い、子となる中学校へ配送する  
弁当外注方式；栄養士の献立と発注食材を使用し、栄養士立会いのもと民間調理施設で調理し、ランチボックスで配送する。

- (3) 東京都内における中学校給食の実施現状は次のとおりである。  
（「平成18年度 東京都における学校給食の実態」より）

#### 区部（23区）

自校方式 22区実施

中央区、港区<sup>(注1)</sup>の9校、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区<sup>(注1)</sup>の15校、目黒区、大田区、世田谷区<sup>(注1)</sup>の7校、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区<sup>(注1)</sup>の18校、足立区、葛飾区、江戸川区

センター方式 2区実施

世田谷区<sup>(注1)</sup>の13校、練馬区<sup>(注1)</sup>の10校

親子方式 5区実施

千代田区（中学校同士）、港区<sup>(注1)</sup>の1校（親小・子中）、品川区<sup>(注1)</sup>の3校（親小・子中または中学校同士）、世田谷区<sup>(注1)</sup>の11校（親小・子中または中学校同士）、練馬区<sup>(注1)</sup>の6校（親小・子中または親中・子小）

(注1) 港区、品川区、世田谷区、練馬区は複数の方式で実施

#### 市部（26市）

自校方式 5市実施

三鷹市、昭島市<sup>(注2)</sup>の3校、小金井市、日野市、清瀬市

センター方式 11市実施

青梅市<sup>(注2)</sup>の10校、府中市、昭島市<sup>(注2)</sup>の3校、小平市、国立市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市（瑞穂町との事務組合）、あきる野市

親子方式 1市実施

調布市（親小・子中）

弁当外注方式 4市

立川市、東村山市<sup>(注2)</sup>の7校、東久留米市、町田市<sup>(注2)</sup>の4校

未実施 6市

八王子市、武蔵野市、国分寺市、福生市、狛江市、西東京市

(注2) 昭島市は複数の方式で実施、町田市は16校未実施（今後順次実施予定）

青梅市、東村山市はそれぞれ1校未実施。

23区ではすべての区が完全給食を実施済みであり、その実施方法は自校方式が主流である。

市部では、センター方式が主流であるが、平成9年に試行実施をスタートし、平成15年に完全実施に至った立川市、平成13年に東村山市、平成17年に東久留米市、町田市がいずれも弁当外注方式で実施しているが、近年実施に移行した自治体（学校）ではこの方式が比較的目立っている。また、調布市は平成17年に親子方式でスタートした。いずれの市においても財政事情や様々な条件のなかで、工夫を凝らしながら実施するに至っている。

一方、八王子市のように、平成11年から平成14年まで弁当外注方式による完全給食を試行実施したが、財政事情からこの方式を全校に拡大することが困難と判断し、全校でミルク給食を開始したという例もあり、依然として市の財政事情が大きな問題となっているようである。

未実施の6市のうち、福生市では平成16年度より学校給食法には基づかないが、学校に食堂を作り、いわゆる学食形式で昼食を提供し、平成18年度には全校で実施している。また、国分寺市と狛江市は平成19年度当初予算に中学校給食の実施予算を計上、武蔵野市では検討委員会を設置し具体的に検討を進めるなど、未実施市においても中学校給食をめぐる動きがある。

#### (4)近隣3市の中学校給食の状況

審議会は具体的な検証の必要性から平成18年5月26日に部会を設置し、実施方法の異なる近隣3市を視察し、調査研究を行なった。3市の状況についての概略は次のとおりである。

##### 東久留米市の概要

平成17年6月より3校、18年1月より4校で「弁当併用スクールランチ」方式による中学校給食を実施した。いわゆる弁当併用外注方式で、立川市や東村山市と同様に、市の栄養士が作成した献立と発注食材を使用し、栄養士立会いのもと、民間調理施設でランチボックスによる給食を作り配送する方式であり、家庭弁当を持参することも可能としている。

給食は2種類の献立の選択、牛乳のみの希望もできるように予約システムを導入しており、各校に2台ある予約機で希望する日の約1週間前までに予約する。給食費は牛乳つきで一食300円、毎月一定額が引き落とされると、ランチカードにその情報が入力され予約が可能となるため、給食費の未納防止にもなっている。各校の配膳室から給食当番がクラスに運ぶことにより、エレベーター設置を省いている。

給食の内容は、温かいご飯が提供され、副食もデザート付きでバラエティーに富んでいて、栄養面への配慮が感じられるが、衛生上の問題から調理後のおかずを冷却しなければならず、冷たいままの提供となる、また、汁物が出せないのも課題である。

##### 調布市の概要

小学校の児童数減少に着目し、小学校の給食調理室を活用して中学校分を作り配送する、小学校を親とした親子方式を平成17年度4校、平成18年度4校で開始した。小学校の調理室を増築することなく、内部改修と調理機器の入れ替えな

どによりスペースの確保と調理数の増加に対応している。臨時調理員を増やし、中学校分と小学校分を時間差で作るなど、かなりの工夫と、小学校側の協力が見受けられる。中学校には、配膳室とエレベーターの設置が必要となるが、鍵付きコンテナで各階に搬入しクラス前の廊下に直接配置するため、各階の配膳スペースは省略できる。

食缶による配送のため、小学校と同様にクラス内で給食当番が磁器食器に盛り付けを行う。また、温かい汁物も出すことができる。アレルギー除去食に対応しているが、家庭弁当の選択もできるよう、学期毎の申込制をとっている。牛乳つきで一食 310 円の給食回数分を前払いで、学校指定の口座に振り込み申し込む形式であり、給食費の未納防止となっている。しかし、家庭弁当の場合は牛乳が出ないため、飲み物は学校の指示による。また、献立は小学校と同じ内容であり、味や献立に中学校の独自色は出せない。

### 小平市の概要

市が建設した給食センターで中学校分の給食を作り、各校に配送するセンター方式（共同調理場方式）を昭和 57 年 5 月から実施している。約 3,400 m<sup>2</sup>の敷地、約 1,800 m<sup>2</sup>の建物、ドライシステムの調理場で、民間委託により給食を作っている。給食は食缶やバットに入れ、コンテナで運搬するため、各中学校には配膳室、エレベーター、各階の配膳スペースがある。各校の 1 階配膳室でコンテナからクラス毎の配膳車に食缶等を載せ替え、エレベーターで各階配膳スペースに運ぶ。給食当番が配膳スペースから各クラスに配膳車を運び、クラス内で食器に盛り付ける。

一日 4,000 食以上の給食を流れ作業で作るさまはまさしく食品工場そのものであり、学校に出向き、子供たちの意見を聞いたり P T A の試食会をしたりと熱心に取り組んでいるが、細やかに心を込めて作るいわゆる給食調理作業のイメージではなかった。アレルギー等の理由以外は家庭弁当を選択することができない。給食費は牛乳つきで一食 280 円、毎月 5,200 円を口座引落としにより徴収している。

## 3 実施方法における諸課題

実施方法としては次に挙げる四つの方式について課題等の洗い出しをおこない比較検討を試みた。

### (1) 自校方式

単独に給食調理場を設置し提供する方式で、生徒にきめ細かく対応でき、かつ安全・安心な実施方法であるが、設備投資・維持管理・人的配置を全校に整備する必要から市の財政負担が膨大である点、及び中学校の増改築に係る法的制約等の問題も含めて大きな課題となる。

### (2) センター（共同調理場）方式

一括して 9 校分の調理を賄い各校に配送する方式で、費用負担面からすると効率的であり、自校方式より安価に実施できるが、工場として設置する場所等の確保が困難である。

### (3) 親子方式

自校方式と共同調理場の折衷方式であるが、親である小学校の調理場の問題や子の中学校に配膳室等の設備整備の問題が生じる。また、児童の増加傾向にある地域での実施が大きな課題となる。しかし、設備投資

等は小学校の既存部分が利用できるため、その分の費用負担は削減できるものと考えられる。

#### (4) 弁当外注方式

センター方式よりも費用負担は安価ではあるが、一括して提供できる施設等の確保がやはり困難である。現在本市で実施している弁当外注あっせん方式との違いがはっきりしない。

## 4 まとめ

審議会では、中学校給食の実施に関して、その是非を含めた問題の重大性を審議会委員全員が認識し、今回の答申にむけ慎重に検討を重ねてきた結果、審議会としては次のように答申する。

### (1) 中学校給食の実施について

西東京市において、学校給食法に基づく中学校における完全給食を実施すべきである。

適切な栄養計算がなされ、吟味された食材を使用して作られるバランスの取れた給食は、成長期にある生徒の望ましい心と身体の成長に重要な役割を果たすものと考えられる。また、給食が単に昼食ではなく、教育課程の一環に位置づけられ指導されることにより、その教育効果が期待される。

食べるという行為を通して、自分がどんな食材をどのくらい食べ、それが自分の身体にどのような影響をもたらすのかを学ぶことは、食べ物があふれ色々な食材が手に入る現代において、心身ともに生涯健康に過ごすために必要なことであり、そのことを理解することは自己管理能力を養うことになる。

### (2) 実施の方法について

個々の生徒への細やかなアレルギー対応や調理作業を見て学ぶことができるなど、小学校と同様の自校方式による実施が理想である。しかし、各校に調理場を新たに設置しなければならず、それに加えエレベーター設置や配膳スペースの確保などの工事費用、栄養士や調理員などの人件費等が9校分必要となり、財政事情から困難であることは、合併前の旧市から幾度も検討され結局実現に至っていないことや他市の最近の実施状況から、自校方式による実現は極めて厳しいと思われる。

審議会の意見として、どのような方法が良いのか。より現実性のある方式を検討するうえで、いくつかの条件を次のように考えた。

#### 給食と家庭弁当との選択制

小学校給食の場合、対応しきれないアレルギー児童生徒を除き、全員が一律に同じものを食べている。しかし、最近中学校給食を実施した市を見ると、家庭弁当と給食を選択できる選択制をとっている。これは、自校方式のように一人一人のアレルギーの状態に対して、細やかに対応できないということ、従来家庭弁当に対するこだわりや思いを尊重するということ、また、生徒が適正な量や栄養価を考え、食事を選択することで自主性自立性を養うということがその理由に考えられる。

西東京市においても、自校方式以外の方式で中学校給食を実施する場合には、給食と家庭弁当を選択できることが望ましいと考える。

温かいものは温かく、冷たいものは冷たく

実施方法によるが、なるべく汁物や麺類、温かいおかずなど、本来温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままで提供できる方法が望ましい。

給食時間の確保

中学校では、教室以外で授業を行う教科が昼食時間の前にあると、教室間の移動や着替えなどに時間がかかり、配膳準備が必要な給食の方法だと昼食時間がますます少なくなる懸念がある。現状でも食べる時間が充分ではない時もあると聞く。昼食時間を延長すると、その分休憩時間や部活動時間に食い込むといわれるが、給食を実施している他区市の現状を研究し、給食にかかる時間の確保を検討する必要があると思われる。

給食費未納への対応

昨年来、給食費の未納問題が報道されている。西東京市の各小学校でも対応に苦慮していると聞くので、新たに中学校給食を実施するにあたっては、前払い申込み制などにより、未納が発生しないような方法を検討すべきである。

以上の観点と今回の視察内容から考え、審議会では調布市を参考とした親子方式での実施を提案する。

しかし、このことは西東京市において調布市のような給食ができるかどうか検証したうえでの意見ではない。したがって、今後他の方式を含め、施設面や必要経費、方法など様々な側面から実現可能な方法を検証する必要がある。

<資料>  
17 西学学第 878 号  
平成 18 年 2 月 17 日

西東京市立学校給食運営審議会  
会 長 佐 藤 ル ミ 子 様

西東京市教育委員会  
委員長 竹 尾 格

西東京市立中学校における学校給食のあり方について（諮問）

西東京市立中学校の学校給食については、平成 14 年 8 月、貴審議会より、何らかの方法で中学校給食を実施すべきものと思慮するが、多くの課題問題点と厳しい財政事情から判断し、弁当外注方式による給食の試行実施は至当であるとの答申を頂き、現在全校で実施しているところです。

しかしながら、保護者から学校給食を求める声は依然として多く、多摩地域において新たに中学校給食に取り組む市も出てきております。

そこで、西東京市立中学校における学校給食について、その是非を含め、検討、審議していただきたく、諮問いたします。